

## 補助金等評価シート

担 当 課		市民協働部 生涯学習課 文化財保護室 文化財係				電話	0749-65-6510
性質分類	事業補助(制度的)	開始時期	平成29年4月1日	見直し時期	令和5年3月31日	終期	—
補助金概要	補助金名	<b>指定文化財保存修理補助金</b>					
	補助率・限度額等	6分の1～2分の1以内					
	制度概要	文化財保護法・滋賀県文化財保護条例・長浜市文化財保護条例に基づき、指定された文化財の保存修理に要する経費に対し、予算の範囲内で所有者等に補助金を交付する。					
目 標		指定文化財の保存修理を通して、指定文化財が有する歴史的な価値をさらに高め、後世へ継承する。					
		<目標が数値でない場合の評価方法>					
総合計画での位置づけ		政策番号	4	大分類番号	3	小分類番号	1
		小分類名称	地域の伝統・歴史・文化の継承		施策名称	文化財の活用	
補助金の交付先		指定文化財所有者、指定文化財保護団体					
根拠法令(要綱等)		長浜市文化財保護条例、同施行規則、長浜市文化財保存事業補助金交付要綱					
予算科目(款・項・目・事業)		教育費/社会教育費/文化財保護費/指定文化財等保存整備事業費					

年 度		令和2年度(1年目)		令和3年度(2年目)		令和4年度(3年目)	
		歳出額	特定財源	歳出額	特定財源	歳出額	特定財源
予算・決算額の推移 (単位:千円)	予 算	11,498	0	13,000	0	13,629	0
	決 算	5,998	0	3,296	0	13,624	0
補 助 率		6分の1～2分の1		6分の1～2分の1		6分の1～2分の1	
（目 決 算 に 対 時 す る 記 達 成 ） 度	達 成 率	達成率	数値・内容	達成率	数値・内容	達成率	数値・内容
	非数値化されたもの (客観的な達成状況を記載)	災害復旧事業に計画変更があったが、補助金を交付し、保存修理事業を実施することで、指定文化財の価値を損なうことなく、確実に現状を維持し、文化財の保護を図ることができた。		災害復旧事業に計画変更があったが、年度当初より予定の保存修理事業に加え、緊急対応も実施し、指定文化財の価値を損なうことなく、修理し文化財の保護を図ることができた。		保存修理事業を実施し、文化財の修理を行うことで、文化財の次世代への継承を進めることができた。	

評 価 欄 ( 見 直 し 時 期 に 記 載 )	チェック ※該当するものに○	①補助事業者は事業を遂行する力は有しているか	○	⑤補助率は1/2以内か	○
		②補助対象事業が行政目的達成の手段となっているか	○	⑥要綱の終期設定は適切か	—
		③補助対象事業の必要性は生じているか	○	⑦積極的な情報公開がなされているか	○
		④補助対象経費は明確化できているか	○	⑧達成度等の推移が維持・向上しているか	○
見 直 し 時 期 に 記 載	×になった項目に対する今後の取組				
	目標未達成の原因分析				
	評 価 ※該当するものに○	① 拡 充 ・ ② 改 善 ・ ③ 継 続 ・ ④ 廃 止			
評 価 理 由	※①拡充 or ②改善の場合の内容		補助率・補助額・補助対象経費・その他		
	上記評価の理由 ※目標未達成の場合はその改善点も記載すること				
指定文化財の保存修理を通して、指定文化財が有する歴史的な価値をさらに高め、後世へ継承するため。					